

いずみホール芸術文化団体の登録について

国分寺市の芸術・文化ホールである国分寺市立いずみホールは、音楽をはじめ、様々なジャンルの公演を実施し、市民による音楽や演劇の練習・公演の場としても盛んに利用されています。

いずみホールでは、芸術文化団体として市に登録した団体が、その団体の活動のために実施する事業を行う場合に、いずみホールを使用する際の使用料を通常の5割減額しています。※1

この登録制度が活用されることで、いずみホールが市民の芸術文化活動の拠点となり、国分寺市の目指す「市民が身近に芸術にふれあえるまち」の実現に寄与することを期待します。

また、芸術文化団体（減額となる団体）の登録には、厳格な審査が必要となります。書類の用意や手続でお手数をお掛けしますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

※1 いずみホール以外の施設（cocobunji プラザ他）の使用は減額対象となりません。

* 登録申請について *

1. 登録できる団体（以下の①～⑧いずれにも該当する必要があります。）

- ① 3人以上で構成されている
- ② 市内在住者の割合・人数が下表のと通りの団体

団体を構成する者の総数	市内在住者の割合・人数
10人以下	5割以上
11人以上 20人以下	6人以上
21人以上	3割以上

- ③ 主たる活動場所が市内である
- ④ 主たる活動内容が文化芸術基本法に規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能又は生活文化等に関するものである
- ⑤ 実質的に講師等により開催される教室等でない
- ⑥ 団体として1年以上の活動実績を有する
- ⑦ 定款、規約、会則等団体の運営について定めたものがある
- ⑧ 収支予算書及び決算書を作成するなど、適正な会計処理がされている

2. 登録申請手続

(1) 申請者：申請時に登録要件の確認がありますので、**団体の代表者**が申請を行ってください。（本人確認書類をお持ちください。窓口で本人確認を行います。）

(2) 必要書類：「いずみホール芸術文化団体登録申請書」（様式第1号）
〔添付書類〕

- ①定款、規約、会則等団体の運営について定めた書類

（裏面に続きます）

②団体を構成する者の住所（住民登録をしている住所）及び氏名を記載した名簿

※市内、市外別に作成してください。

※名簿の提出を省略できる団体

ア 国分寺市文化団体連絡協議会

イ 上記アに加盟する団体（加盟団体に所属する個別の団体は含みません。）

③直近の収支予算書及び決算書

④団体の活動内容がわかる書類

ア 過去 1 年間の活動履歴（公演プログラム、チラシなど添付）

イ 今後 1 年間の活動計画

上記「いずみホール芸術文化団体登録申請書」、②名簿(雛形)、③予算・決算書(雛形)は市ホームページよりダウンロードできます。ページ番号（更新案内）1012519、（記入見本）1015169

(3) 提出先 国分寺市 市民生活部 文化振興課（下記「問合せ先」参照）

※継続申請の受付期間（例年 2 月）中は、いずみホールへの提出も可

3. 審査と登録

市は、申請の内容を審査し、結果を書面で通知します。登録の要件を満たしている場合は、いずみホール芸術文化団体登録台帳に登録され手続が完了します。

* 登録後について *

1. いずみホール使用申請

登録した団体が、その団体の活動のために実施する事業を行う場合、使用申請とともに、使用料減免申請を行ってください。（使用料の 5 割免除）

なお、いずみホールの使用申請・減免申請は、団体の構成員（代表者含む）の方が行ってください。（申請者及び使用責任者のお名前を名簿と照合しています。）

2. 変更と取消し

登録した内容に変更が生じた場合や登録を取り消したい場合は、「いずみホール芸術文化団体変更・取消申請書」（変更の場合、その事由に関する書類を添付）を提出してください。

【申請が必要な変更項目】…団体名、代表者の住所・氏名、構成員の人数・市内在住者の内訳、主たる活動場所・内容

3. 登録の継続

登録期間は、承認された日から申請年度の年度末（3月末）までとなります。継続して登録を希望される場合は、**毎年 2 月末日までに**、登録に必要な書類（登録申請について 2.登録申請手続(2)必要書類 参照）を提出し、手続を行う必要があります。

【問合せ先】

国分寺市 市民生活部 文化振興課 文化振興担当

〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18

TEL：042-312-8610